

生活困窮者自立支援制度における住まい支援の強化について

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課
生活困窮者自立支援室長

米田 隆史

- **生活困窮者自立支援制度について**



生活困窮者自立支援制度の体系

R5予算：545億円
+ R4二次補正予算：60億円（※）
※新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金等



来所
訪問

包括的な相談支援

本人の状況に
応じた支援

◆ 自立相談支援事業

- 全国907自治体で1,387機関
- 生活と就労に関する支援員を配置したワンストップ相談窓口
- 一人一人の状況に応じ、自立に向けた支援計画を作成

再就職のために
住まいの確保が必要

◆ 住居確保給付金の支給

- 就職活動を支えるための家賃費用を有期で給付

就労に向けた
手厚い支援が必要

□ 就労準備支援事業

- 一般就労に向けた日常生活自立・社会自立・就労自立のための訓練

□ 認定就労訓練事業

- 直ちに一般就労が困難な方に対する支援付きの就労の場の育成

家計の見直しが必要

□ 家計改善支援事業

- 家計を把握することや利用者の家計改善意欲を高めるための支援

緊急に衣食住の
確保が必要

□ 一時生活支援事業

- 住居喪失者に一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供
- シェルター等利用者や居住困難者に一定期間の見守りや生活支援

子どもに対する
支援が必要

□ 子どもの学習・生活支援事業

- 子どもに対する学習支援
- 子ども・保護者に対する生活習慣・育成環境の改善、教育・就労に関する支援等

住居確保給付金

- 離職・廃業や休業等により、住居を失うおそれが生じている方等に対して、住居確保給付金を支給することにより、求職活動中における安定した住まいの確保を支援する。

1 事業の概要

支給対象者

以下①又は②の者

- ①離職・廃業後2年以内の者（当該期間に疾病等やむをえない事情があれば最長4年以内）
- ②自己の責めによらず収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にある者

支給要件

一定の収入要件（※）、資産要件、求職活動要件あり

※市町村民税均等割+家賃額程度の水準、特別区では単身13.8万円、2人世帯19.4万円

求職活動要件

原則、①による求職活動を行う。ただし、一定の要件の下、②による取組みも可とする。

- ①公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で求職の申込みをし、求職活動を行う。
- ②公的な経営相談先へ経営相談の申込みをし、その助言等に基づいて、業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行う。

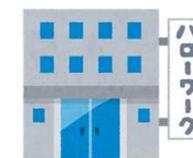
支給額

家賃額（住宅扶助額を上限）

（特別区では単身5.4万円、2人世帯6.4万円）

支給期間

原則3か月（求職活動等を行っている場合は3か月延長可能（最長9か月まで））



2 実施主体等

- 都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体、907自治体）

3 補助率

- 国3/4、自治体1/4

一時生活支援事業（シェルター事業、地域居住支援事業）

【実績】

- ・シェルター:331自治体(37%)
(R3)
- ・地域居住支援:54自治体(R4)

対象者

- 一時生活支援事業(シェルター事業):路上生活者や、終夜営業店舗等にいる一定の住居を持たない不安定居住者
- 地域居住支援事業:シェルター退所者や居住に困難を抱える、地域社会から孤立した状態にある低所得者

支援のイメージ

自立相談支援機関

巡回相談・
訪問指導


住居に不安を
抱えた
生活困窮者
路上、河川敷、
ネットカフェ、
サウナ、友人宅

シェルター事業

＜当面の日常生活支援＞

- ・宿泊場所や食事の提供
- ・衣類等の日用品を支給 等

※自立相談支援機関と連携し、住居の確保や就労に向けた支援等も実施。

地域居住支援事業

①入居に当たっての支援

- ・不動産業者等への同行支援 
- ・保証人や緊急連絡先が不要な物件、低廉な家賃の物件情報の収集

②居住を安定して継続するための支援

- ・訪問等による居宅における見守り支援 

③環境整備

- ・地域とのつながり促進支援
- ・協力を得やすい不動産事業者等とのネットワーク構築 等

※これまでシェルター事業の実施が前提だったが、令和5年10月より単独実施を可能とする運用の見直しを行った。

期待される効果

- シェルター事業:利用している間に、住居の確保や就労に向けた資金の貯蓄等が実現し自立が可能になる。
- 地域居住支援事業:社会的孤立を防止するとともに、地域において自立した日常生活を継続できるようになる。

生活困窮者自立支援法の対象と支援の在り方

生活困窮者の定義

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者



支援のポイント

- ☑ 相談に際して資産・収入に関する具体的な要件はなく、複合的な課題を抱える生活困窮者がいわゆる「制度の狭間」に陥らないよう、できる限り幅広く対応
- ☑ 生活困窮者の中には、社会とのつながりが薄れ、自らサービスにアクセスできない者も多いことから、アウトリーチも行いながら早期支援につながるよう配慮するとともに、孤立状態の解消などにも配慮。
- ☑ 支援に当たっては、法に定める各種事業、法外の関連事業、インフォーマルな取組などと連携。
- ☑ 既存の社会資源では生活困窮者の課題に対応できない場合には、地域における関係者との協議を通じて、新たな社会資源を開発。

- 住まいの支援の強化



見直しの必要性

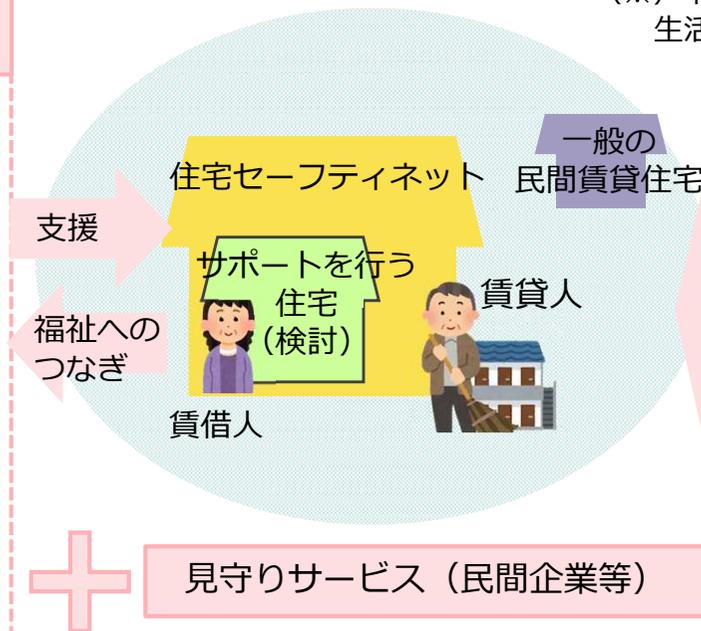
- 単身高齢者世帯の更なる増加、持ち家比率の低下等、住まい支援のニーズは今後ますます高まることが想定される。このため、高齢者や低額所得者などの住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅に円滑に入居して安心して生活できるよう、賃貸人（大家）が住宅を提供しやすい市場環境を整備するとともに、相談からの切れ目のない支援体制の構築を図ることが必要。

見直しの方向性（案）

- 国土交通省等と連携し、都道府県・市町村の住宅部局・福祉部局等と、地域の関係者による「住まい支援」の体制整備を全国的に推進するとともに、地域の実情に応じて、①総合的な相談支援、②入居前から入居中、退居時（死亡時）の支援、③住まいに関する地域資源開発・環境整備を推進する。
- このため、生活困窮者自立支援制度・生活保護制度等（※）において、以下の見直しを行う方向で検討を進める。

- ・総合的な相談支援
- ・入居時から入居中、退居時までの一貫した生活支援

- 自立相談支援事業の住まい相談機能の明確化、居住支援協議会や居住支援法人との連携強化
- 地域居住支援事業や重層的支援体制整備事業による居住支援
 - ✓ シェルター事業及び地域居住支援事業のうち必要な事業の実施の**努力義務化**
 - ✓ 地域居住支援事業の**利用期間の柔軟な対応**
 - ✓ 重層的支援体制整備事業での**多機関協働の活用**
- 住居確保給付金において、家賃相当額に加え、家賃が低廉な住宅への**転居費用を補助**
- 居住支援法人等が緩やかな見守りなどのサポートを行う住宅の仕組みの構築
- 居住支援協議会設置の促進



（※）下図には生活困窮者自立支援制度や生活保護制度以外による対応を含む。

賃貸人（大家）が住宅を提供しやすい市場環境整備

- サポートを行う住宅における生活保護受給者への住宅扶助（家賃）の代理納付を原則化
- 居住支援法人等が緩やかな見守りなどのサポートを行う住宅の仕組みの構築（再掲）
- 残置物処理等の負担軽減
- 居住支援協議会設置の促進（再掲） など

住まいに関する地域資源開発・環境整備

- 緊急一時的な居所確保を行う場合のシェルター事業の加算の創設
- 居住支援協議会設置の促進（再掲）、福祉関係者の参画推進

- 都道府県・市町村が策定する地域福祉（支援）計画と賃貸住宅供給促進計画の調和の促進
- 無料低額宿泊所に係る**事前届出の実効性を確保**する方策（届出義務違反の罰則等、無届の疑いがある無料低額宿泊所を発見した場合の保護の実施機関から都道府県への通知の努力義務化）

Ⅱ－1 居住支援に関する制度見直しの具体的な方向性（抜粋）

- （略）他制度とも連携しながら対象者を限定せずに幅広く相談を受け付ける**生活困窮者自立相談支援事業において住まい支援を行うことを明確化する**ほか、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「住宅セーフティネット法」という。）に規定する**居住支援法人との連携について明確化**すべきである。あわせて、包括的支援体制を構築するための事業である**重層的支援体制整備事業**（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第106条の4）**においても、多機関協働や居住支援の活用を行うことが必要**である。その際、高齢者や障害者などの関係する相談支援機関と連携することも重要である。
- 生活困窮者に対し、衣食住に関する支援（シェルター事業）及び、入居支援や訪問による見守り等の支援（地域居住支援事業）を行う**生活困窮者一時生活支援事業については、自治体における取組をより一層推進するため、地域の実情に応じた必要な支援を実施するよう努めるものとする。**（中略）あわせて、地域居住支援事業の重要性が増している実態も鑑み、居住支援としての位置付けを明確にするため、**事業の名称を「生活困窮者居住支援事業」に改めることが適当である。**また、居住支援の特性に鑑み、**地域居住支援事業について、支援期間が1年を超える場合であっても福祉事務所設置自治体が必要と認める場合には、対象者の状況に応じて柔軟に活用できるようにすることが適当である。**

Ⅱ－１ 居住支援に関する制度見直しの具体的な方向性（続き）

- 離職・廃業や休業等により、住居を失うおそれが生じ、就職のために安定した住まいが必要な者等に対して家賃相当額の支援を行う**住居確保給付金**について、**新たに家賃の低廉な住宅への転居費用を補助することにより、安定的な居住に繋げるべき**である。なお、当該転居費用の補助については、生活に困窮して、住居の確保や家計改善の観点から新たな住居への転居を必要とする者が利用できるようにすべきである。

（中略）

- 以上の見直しについては、「全世代型社会保障構築会議」及び「住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する検討会」の議論も踏まえながら、関係省庁と連携して対応することが必要である。

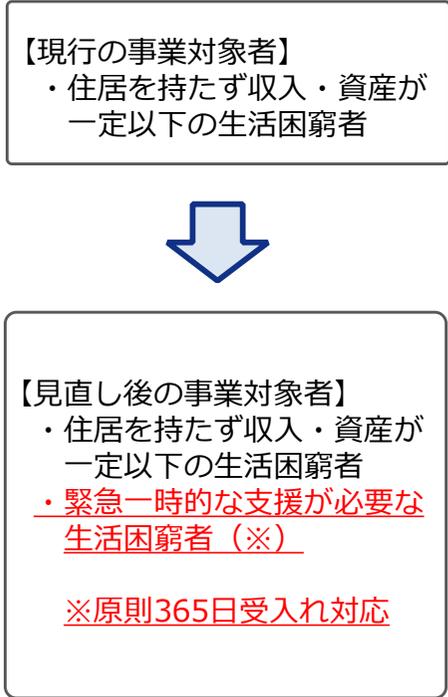
一時生活支援事業の機能強化（緊急一時支援を可能とする加算の創設）等

令和6年度概算要求額 **40億円** (35億円) ※ ()内は前年度当初予算額

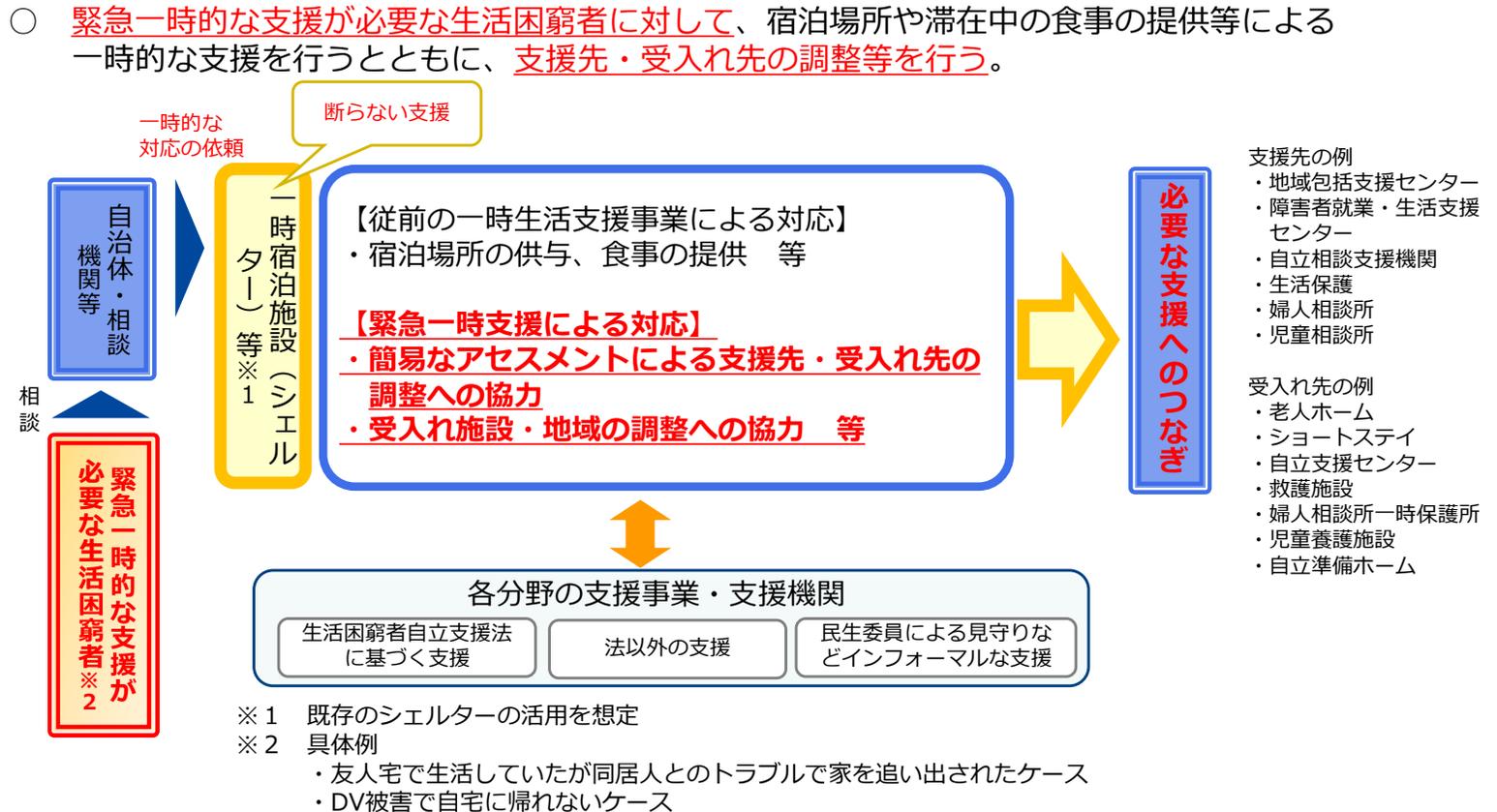
1 事業の目的

- 生活困窮者には様々な要因により緊急一時的な居所確保が必要な場合があるが、各制度や運用上の課題、時間上の制約による各施設の入居拒否の問題が生じている。こうした生活困窮者に対して、支援先・受入れ先に繋ぐまでの間、宿泊場所や滞在中の食事の提供等による一時的な支援を可能とするため、一時生活支援事業において加算を創設する。
 - また、地域居住支援事業については、これまで一時生活支援事業（シェルター事業）の実施を前提としていたが、R5年10月より単独実施を可能とすることとしたため、R6年度では平年度化するための経費を要求する。
- ※実施自治体数（令和4年度）：一時生活支援事業 346自治体

2 緊急一時支援の加算創設の内容



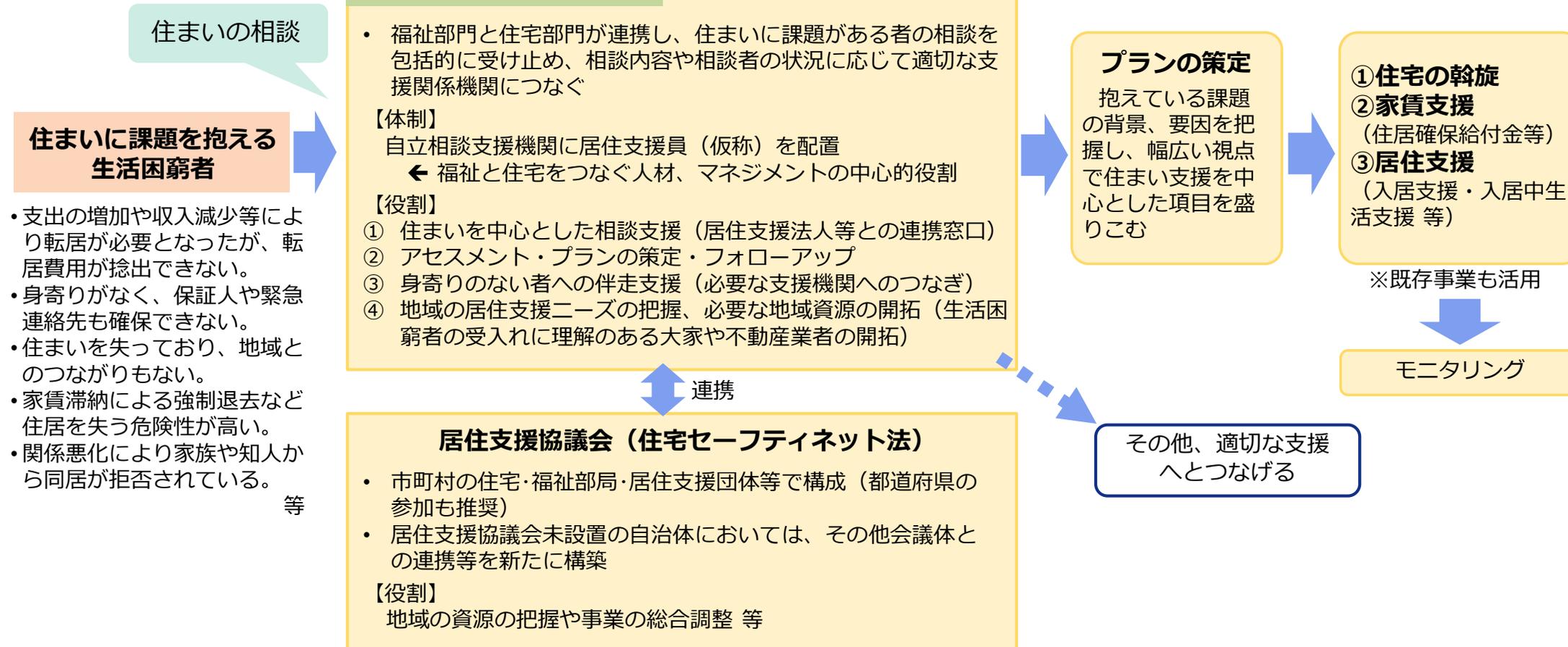
3 緊急一時支援のスキーム



1 事業の概要

住まいに課題を抱える生活困窮者等に対し、総合的な相談支援から、見守り支援・地域とのつながり促進などの居住支援までを一貫して行う「住まい支援システムの構築」に向けて、課題等を整理するため、モデル事業の実施に要する費用を補助する

2 事業のイメージ



3 実施主体等

【実施主体】：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体） ※居住支援法人、居住支援協議会等へ委託可
【補助率】：国 3 / 4、福祉事務所設置自治体 1 / 4